

<様 式>

金融庁総務企画局政策課 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのア

クションプラン（中間案）意見募集担当 殿

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン

（中間案）に係る意見

提出者名 (企業・団体の場合は部署名 及び担当者名も記入のこと。)	一般社団法人 流動化・証券化協議会 事務局長 高原 邦廣
住所 (企業・団体の場合は所在地)	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-14 発明会館 3F
電話番号	03-3580-1156
FAX 番号	03-3580-1157
電子メールアドレス	info@sfj.gr.jp

<意見>

提出者名	一般社団法人 流動化・証券化協議会
題目	「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（中間案）」に係る意見
【意見の内容】	
i) 項目	I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給 1. 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給
ii) 意見の詳細	I 1「中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給」との関係で、『特定融資枠契約に関する法律第3条において、出資法、利息制限法の規定だけでなく、貸金業法12条の8の規定も適用されない旨を明らかにする』等、中小企業ファイナンスを阻害している問題点について検討／対処することを要望いたします。
iii) 理由（必要性・妥当性）	貸金業法改正の際に、同法12条の8の規定が追加された所、特定融資枠契約に関する法律3条において同規定についての手当がなされなかったため、貸金業者によるコミットメントラインの可否について解釈上の争いが生じてしまっており、中小企業ファイナンスに悪影響を与えている。 このように、貸金業法、利息制限法、出資法の規制強化に際しての弊害防止の手当が不十分であること等により、中小企業ファイナンスを阻害している面があるため、その改善策について検討／対処することを要望いたします。
iv) その他参考となる事項（留意点）	当協議会会員は、オリジネーター、アレンジャー、受託者、投資家、格付会社、弁護士、公認会計士等の専門家等多様な立場から流動化・証券化取引に関わるため、個々の意見については、それぞれの立場において本意見と異なる意見を有する可能性がございます。